

二十 二十一 二十二	雜誌 雜誌 潛入！ニッポンの裏現場24時！！	20327-10/6 裏モノJAPAN 10月号 51116-20	株鉄人社 ミリオン出版(株)	
○宮城県告示第八百九十二号 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。	平成二十二年九月十七日	宮城県知事　村井嘉浩		
○宮城県告示第八百九十三号 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。	平成二十二年九月十七日	宮城県知事　村井嘉浩		
○四一〇八〇〇一四八 セントアーチ訪問介護事業所 角田市梶賀字高畑北 五百五十番地 ホワイトベア訪問介護事業部 大崎市古川字上古川	事業所番号 所在地の名称及び 事業所の名称及び 指定障害福祉サ ーの種類 設置者名 指定年月日	幸泉堂病院 遠田群浦谷町字追廻町七十 ・三 平成二十二年九月十 七日 平成二十五年九月十 六日	認定年月日 認定の有効期限	
○四一一五〇〇四四〇	重度訪問介護 居宅介護 重度訪問介護	株式会社ソワ ンモンド	有限会社かくじ だ介護センタ ー訪問介護事業 所 百五十番地 五百五十番地 大崎市古川字上古川	平成二十二年 七月十四日 平成二十二年 八月三十一日

○宮城県告示第八百九十四号 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉 サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により 告示する。									
平成二十二年九月十七日									
事業所番号		設置者名		事業所の名称及び所在地		変更年月日			
〇四一〇三〇〇一〇七	〇四一〇九〇〇一一〇	アースサポート株式会社	アースサポート株式会社	塩釜市在宅サービスセンター	塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年五月三十一日	平成二十二年五月三十一日		
〇四一〇九〇〇一〇七〇	〇四一二七〇〇一七〇	塩釜市旭町十八番十三号	塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市旭町十八番十三号	アースサポート塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年六月一日	平成二十二年六月一日		
〇四一〇九〇〇一七一	〇四一二七〇　一七〇	塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	平成二十二年五月三十一日	平成二十二年五月三十一日		
〇四一〇九〇〇一七〇	〇四一〇九〇〇一七〇	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	アースサポート塩釜市在宅サービスセンター	平成二十二年五月三十一日	平成二十二年五月三十一日		
社会福祉法人嶋福	社会福祉法人嶋福	セントケア宮城株式会社	セントケア宮城株式会社	社会福祉法人大郷町社会福祉協議会	社会福祉法人大郷町社会福祉協議会	変更前	変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
多賀宅介護桜花 居宅介護事業 五号	多賀宅介護さくらんば 居宅介護事業 一丁目一番二	塩釜市野田一九番三号	塩釜市野田十四番三十六	大郷町社会福祉協議会ラ イフサポートおおさと 大郷町柏川字東長	大郷町社会福祉協議会ラ イフサポートおおさと 大郷町中村字屋敷	多賀城市伝上山三丁目一 番地二十八号	多賀城市伝上山三丁目一 番地二十八号	多賀城在宅サービスセン タ	多賀城在宅サービスセン タ
八平成二十二年八月一日	七平成二十二年七月一日	八平成二十二年八月一日	七平成二十二年七月一日	七平成二十二年七月一日	六平成二十二年六月三十日	六平成二十二年六月一日	五平成二十二年五月三十一日	五平成二十二年五月三十一日	五平成二十二年五月三十一日

○宮城県告示第八百九十五号
畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十二年九月十七日

一 保安林の所在場所
牡鹿郡女川町高田浜字高田九〇の二

二 畜種
牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 五頭

四 発生の場所又は区域
石巻市

五 発生年月日
平成二十二年九月一日

六 患畜の取扱い
法令殺

○宮城県告示第八百九十六号
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条の一第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

変更の区間			
後	前	前変更の 敷地の幅員	後変更の 敷地の延長
一八・〇~ 四八・〇	一八・〇~ 五三・〇	一一一・五	一一一・五
三一一・五			

○宮城県告示第八百九十八号
道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

株式会社ジャパン ケアサービス	変更前 ハツピーナ富谷・ヘルパー 番号一 黒川郡富谷町富谷字町十 ハツピーナ富谷・ヘルパー 番号二 黒川郡富谷町日吉台二丁 平成二十二年八月九日	変更後 ハツピーナ富谷・ヘルパー 番号一 黒川郡富谷町富谷字町十 ハツピーナ富谷・ヘルパー 番号二 黒川郡富谷町日吉台二丁 平成二十二年八月八日
--------------------	---	---

- 二 指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 一般国道	二 路線名 三百九十八号	三 道路の区域
-----------------	-----------------	---------

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第八百九十九号

次のように道路の区域を定めたので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

変更の区間			
後	前	前変更 後の	
三八・三九 一三六・〇	一三・七 六〇・七	(地幅員) マートル	(敷地の延長) マートル
一四〇・六	一四〇・六		

一 道路の種類
二 路線名
三 道路の区域

土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

東原市東馬渓倉東駒岳国有林一六林班一小
小班地先から同市駒沼倉栗駒岳国有林一
班地先まで

後

二三六〇

二四〇·六

種道
路類の
路線名

供用開始の日

供用開始年月日

○宮城県告示第九百四〇
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のよつに道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

種道 路 類の 一般 国道	路 線 名 号三百九十八	供用開始の区間	供用開始年月日
栗原市花山字本沢岳山国有林五七林班 <small>ろ</small> 小班地先 から で 同市花山字本沢岳山国有林五七林班 <small>ろ</small> 小班地先ま	平成二十二年九月十八日 正午から		

県道	園線	建築館栗駒公	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から の(一)	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで(区間そ の(二))	平成二十二年九月十七日
就任年月日	氏名	住所			
宮城県知事 村井嘉浩	鈴木文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番	同栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から の(一)	同栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで(区間そ の(二))	平成二十二年九月十七日
供用開始年月日	平成二十二年九月十七日	午前十一時から	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	十六番地	大崎市松山長尾字前九十番地
供用開始の区間	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から の(一)	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで(区間そ の(二))	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	大崎市松山長尾字前九十番地
路線名	県道	園線	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から の(一)	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで(区間そ の(二))	大崎市松山長尾字前九十番地
種道路類	県道	園線	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から の(一)	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで(区間そ の(二))	大崎市松山長尾字前九十番地

○宮城県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地

改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年九月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

就任した者	就任年月日	氏名	住所	役職名
佐々木眞一	平成二十二年九月七日	佐藤信藏	大崎市三本木桑折字多高田三十一番	理事
佐藤信藏	平成二十二年九月七日	鈴木文英	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
佐藤良伍	平成二十二年九月七日	久本徳衛	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
佐藤功	平成二十二年九月七日	今野時男	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七	理事
佐藤慎	平成二十二年九月七日	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
佐藤市松山長尾字氷室百六十八番地	平成二十二年九月七日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
佐藤市松山千石字松山三百五番地	平成二十二年九月六日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
佐藤市松山次橋字山王八十九番地一	平成二十二年九月六日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
大崎市松山千石字館浦二十六番地	平成二十二年九月六日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	平成二十二年九月六日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
十六番地	平成二十二年九月六日	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山長尾字前九十番地	理事

平成22年9月17日	令 臨 管 理 處	大雪中止の場合は十種類	附 則
------------	-----------------------	-------------	--------

風俗営業規制

○ 勅許証印押印十七回

平成22年9月17日 勅許証印押印（個人懇親会場を運営するための認定の印）の届け出を済ませたものと認められました。

平成22年9月17日

勅許証印押印

松原 岳 史 機 聰 一

三種類の印中「三種類の印」を「複数種の印」に読みます。

公
縣
城
町
役
所

風俗営業規制

○ 宮城県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成22年9月17日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)。

以下「法」という。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)。以下「施行規則」という。)の施行に際し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 施行規則第12条の通知は、不許可通知書(別記様式第1号)により行うものとする。

(相続等の承認等に関する通知)

第3条 施行規則第17条第1項の通知は承認(相続・合併・分割)通知書(別記様式第2号)により、同条第2項の通知は不承認(相続・合併・分割)通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(許可取消しの通知)

第4条 法第8条の規定による許可の取消しは、営業許可取消通知書(別記様式第4号)を交付して

行うものとする。
(変更の承認等に関する通知)

第5条 施行規則第23条の通知は、承認(構造・設備・遊技機)通知書(別記様式第5号)又は不承認(構造・設備・遊技機)通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(特別風俗営業者との認定等の通知)

第6条 施行規則第28条の通知は、不認定通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

2 法第10条の第6項の規定による認定の取消しは、特別風俗営業者認定取消通知書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

(管理者の解任の勧告)

第7条 法第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告は、風俗営業管理者解任勧告書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

(指示)

第8条 法第25条の規定による風俗営業に関する指示、法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の4第1項又は第31条の6第2項第1号の規定による無店舗型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の9第1項又は第31条の11第2項第1号の規定による映像送信型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介営業に関する指示、法第31条の19第1項又は第31条の21第2項第1号の規定による無店舗型電話異性紹介営業に関する指示、法第34条第1項の規定による飲食店営業に関する指示及び法第35条の4第1項又は同条第4項第1号の規定による接客業務受託営業に関する指示は、指示書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。

(営業の停止等の通知)

第9条 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しを命ずるときは営業許可取消通知書を、風俗営業の停止を命ずるときは営業停止命令書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

2 法第26条第2項の規定による飲食店営業の停止を命ずるときは、飲食店営業停止命令書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。

3 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止、法第30条第3項の規定による浴場業

営業、興行場営業又は旅館業の停止、法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止、法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止、法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止、法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止、法第35条の規定による興行場営業の停止、法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止及び法第35条の4第2項又は同条第4項第2

号の規定による接客業務受託営業の停止を命ずるときは、営業停止命令書を交付して行うものとする。

4

法第30条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止、法第31条の5第2項又は第31条の6第2項第3号の規定による受付所営業の廃止及び法第31条の15第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずるときは、営業廃止命令書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。

（公示送達による取消し）

第10条 第4条及び第9条第1項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該風俗営業者の所在を知ることができず、営業許可取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

- 2 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該風俗営業者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に登載して行うものとする。
- 3 第1項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該風俗営業者に対し当該通知書を交付したものとみなす。

（報告等の要求）

第11条 法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告（資料提出）要求書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

（医師の指定）

第12条 法第41条の2に規定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第16条第1項の規定による精神保健指定医のうちから指定するものとする。

- 2 前項の医師を指定したときは、宮城県公報に公示するものとする。

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号

不許可通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けて申請のあった風俗営業の許可については、下記の理由によりこれが許可しないで通知する。

記

許可しない理由

印

印

印

印

印

印

印

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(7) 平成22年9月17日

別記様式第2号（第3条関係）

第 号

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日 付けで申請のあった相続・合併・分割による風俗営業者の地位の承認については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

許可者

承継者

上記風俗営業許可に係る相続・合併・分割を承認する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号（第3条関係）

第 号

不承認（相続・合併・分割）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の相続・合併・分割については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第4条、第9条関係）

第
年
月
日

第
号

般

宮城県公安委員会 団

氏名又は名称

承認（構造・設備・遊技機）通知書

営業許可取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）

第
条の規定により、下記のとおり風俗営業の許可を取り消すので通知する。

記

営業所の所在地

営業所の名称

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種別	法第2条第1項第 号（ ）
取消しの理由	

年
月
日
付けて申請のあった風俗営業の営業所の構造・設備・遊技機の変更に
ついては、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

年
月
日

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城
県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消
しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して
6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを
提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

宮城県公安委員会 团

別記様式第6号（第5条関係）

第 号

不承認（構造・設備・遊技機）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の営業所の構造・設備・遊技機の変更について、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号（第6条関係）

第 号

不認定通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例風俗営業者の認定については、下記のとおりこれを認定しないので通知する。

記

認定しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号（第6条関係）

第 号	
年 月 日	
股	
宮城県公安委員会 印	
特例風俗営業者認定取消通知書	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第10条の2第6項の規定により、下記のとおり特例風俗営業者の認定を取り消すので通知する。	
記	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種別	法第2条第1項第号（ ）
認定年月日	年 月 日
認定番号	
取消しの理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号(第7条関係)

第 号
年 月 日

営業所名称

股

宮城県公安委員会

宮城県公安委員会

風俗営業管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)

第24条第5項の規定により、下記のとおり管理者の解任を勧告する。

記

指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 条第 項の規定により下記のとおり指示する。

記

解任を勧告する管理者	住所	指示の理由
氏名	年 月 日生(歳)	
生年月日		
上記管理者が稼働する営業所所在地	名称	
所 在 地		
営業種別	法第2条第1項第 号()営業	
解任勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第
号
年
月
日

殿

宮城県公安委員会 印

営業停止命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 余第 項
の規定により、下記のとおり

営業の停止を命ずる。
記

営業所の名称 又は呼称	
営業所又は事務所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 団

飲食店営業停止命令書

営業廃止命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第2項の規定により、下記のとおり飲食店営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第2項の規定により、下記のとおり飲食店営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称又は呼称	
営業所又は受付所の所在地	
命令の理由	

公 告 件 曜 金 日 17 年 月 9 22 年 平 成 第 2191 号

この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

般

第
年
月
号
日

宮城県公安委員会

報告（資料提出）要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）

第37条第1項の規定により、下記のとおり報告（資料の提出）を求めます。

記

営業事務所	所在地	
	営業種別	法第2条第1項第1号の営業（ ）
	名称、氏名	
報告（資料の提出）を求める事項		
理由		
報告又は資料の提出場所		
提出期限	年 月 日まで	

(17) 平成22年9月17日 金曜日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。